

福島県空家等対策連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 県内各市町村が空家等対策を計画的かつ円滑に実施できるよう、広範かつ専門的な見地から情報提供や技術的助言等を行うため、福島県空家等対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく取組に関すること。
- (2) 空家等対策に係る情報の提供に関すること。
- (3) 空家等対策に係る技術的な助言に関すること。
- (4) 空家等対策に係る市町村相互間の連絡調整に関すること。
- (5) 専門部会の主題に関すること。
- (6) その他空家等対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 連絡調整会議は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 福島県関係部局（別表1）及び県内各市町村
 - (2) 福島地方法務局
 - (3) 福島県耐震化・リフォーム等推進協議会、一般社団法人IORI倶楽部、福島県土地家屋調査士会及び一般社団法人古民家再生協会福島
- 2 連絡調整会議には、代表を置き、代表は連絡調整会議を主宰する。
- 3 代表は、福島県土木部次長（建築担当）をもって充てる。
- 4 連絡調整会議には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 5 連絡調整会議の事務局は、福島県土木部建築指導課に置く。

(地方部会)

第4条 連絡調整会議には、第2条に掲げる所掌事項に関する個別の課題等に取り組むため、県建設事務所ごとに地方部会を設置する。

- 2 構成は、県建設事務所及び建設事務所管内の市町村とする。
- 3 業務等に関して必要な事項は、地方部会において別に規約に定める。

(専門部会)

第5条 連絡調整会議には、空家等対策に係る専門的な協議・検討を行うため、主題ごとに専門部会を設置する。専門部会の主題については、地方部会等の取組を踏まえた上で、連絡調整会議に諮り定める（別表2）。

- 2 協議・検討に関して必要な事項は、専門部会において別に規約に定める。

(会議)

第6条 連絡調整会議は、必要に応じて代表が招集する。

- 2 連絡調整会議には、必要に応じて構成員以外の者を参加させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営等に関して必要な事項は、連絡調整会議において定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(別表1)

福島県空家等対策連絡調整会議 県関係部局

部名	課等名	備考
総務部	税務課	
	文書法務課	
危機管理部	消防保安課	
	災害対策課	
企画調整部	地域振興課	
生活環境部	自然保護課	
	一般廃棄物課	
	産業廃棄物課	
保健福祉部	食品生活衛生課	
商工労働部	商業まちづくり課	
土木部	道路管理課	
	都市計画課	
	建築住宅課	
	建築指導課	
	県北建設事務所	
	県中建設事務所	
	県南建設事務所	
	会津若松建設事務所	
	喜多方建設事務所	
	南会津建設事務所	
	相双建設事務所	
	いわき建設事務所	
警察本部	警務課	

(別表2)

専門部会の主題	専門部会名	備考
特定空家等に関する事項	特定空家等専門部会	

特定空家等専門部会規約

(目的)

第1条 この規約は、福島県空家等対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）設置要綱第5条第1項に基づき設置する特定空家等専門部会が、特定空家等の対策を進める上で、専門的な協議・検討を行うことができるよう、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 構成は、関係市町村とする。
2 部会長は、建築指導課長をもって充てる。
3 事務局は、福島県土木部建築指導課に置く。

(運営)

第3条 部会長は、連絡調整会議又は地方部会等において特定空家等に関する課題が生じ、その内容について専門的に協議・検討する必要があると認められる場合、特定空家等専門部会の議題を決定する。
2 部会長は、議題ごとに必要な構成員を招集する。
3 部会長は、必要に応じて、構成員以外の者を招請することができる。
4 議事を進行する者（以下「座長」という。）は、構成員から互選する。
5 座長は、議題の内容により開催回数等を決定する。

(報告)

第4条 座長は、事務局がとりまとめた協議・検討結果を、連絡調整会議において報告する。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月27日から施行する。